

[標準様式例 4-3]

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和5年度関門航路船舶航行安全対策検討業務
業 務 概 要	本業務は、関門航路（大瀬戸～早鞆瀬戸地区）の浚渫・潜水探査工事に係わる航行安全対策について、学識経験者・海事関係者等からなる委員会を設置し検討するものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 関門航路事務所長 嶋原 茂 北九州市小倉北区浅野3丁目7番38号
契 約 年 月 日	令和5年6月7日
契 約 業 者 名	公益社団法人 西部海難防止協会
契 約 業 者 の 住 所	北九州市門司区港町7-8
契 約 金 額	16,720,000円（税込み）
予 定 価 格	16,918,000円（税込み）
随意契約によることとした理由	<p>関門航路は狭隘・屈曲部を有し、急潮流なうえ、船舶が輻輳するため、浚渫・潜水探査工事の施工にあたり、航行船舶の安全を確保する必要がある。</p> <p>本業務を実施するにあたっては、開発保全航路における船舶航行に精通し、整備事業を実施する場合の航行安全対策の検討に関する高度で専門的な知識と豊富な経験が必要である。</p> <p>以上のことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続を公示し、参加表明業者においては、予定管理技術者の経験・能力（技術者資格、専門技術力）、本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案の観点からなる技術提案書を書面で提出を求めるとともに、予定管理技術者へヒアリングを行うことにより、専門知識及び技術力の確認をし、本業務の遂行能力等を評価したものである。</p> <p>建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、公益社団法人 西部海難防止協会が今回の業務内容を受注するにあたり最適業者であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い業務の円滑な遂行を図るものである。</p>
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	令和5年6月7日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和6年2月22日
備 考	

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。